# 労働者協同組合法案について

生活との調和を保ちつつ、意欲・能力に応じて就労する 機会が必ずしも十分に確保されていない現状等



### 法整備

### 労働者協同組合



組合員が出資し、それぞれの<mark>意見を反映</mark>して組合の事業が行われ、 組合員自らが事業に従事することを《基本原理》とする組織



## 組合を通じて

多様な就労の機会の創出

地域における多様な需要に 応じた事業の実施

そして

#### 【事業の具体例】

- 介護・福祉関連 (訪問介護等)
- ▶ 子育て関連 (学童保育等)
- ⇒ 地域づくり関連 (農産物加工品直売 所等の拠点整備、総 合建物管理等)
- ▶ 若者・困窮者支援 (自立支援等)

### 持続可能で活力ある地域社会の実現

## 1 法制化の必要性

○ 持続可能で活力ある地域社会を実現するため、

出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決する ための非営利の法人を、簡便に設立できる制度が求められている。

○ 現行法上、このような性質を備えた法人形態は**存在しない**ため、**新たな法人形態を法制化** する必要がある。

	企業組合	NPO法人	労働者協同組合
出資	0	×	0
設立	認可主義	認証主義	準則主義

# 2 労働者協同組合法案のポイント

- 組合の基本原理に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
- **出資配当は認めない**(非営利性)。剰余金の配当は、従事分量による。
- 組合は、**組合員と労働契約を締結**する(組合による**労働法規の遵守**)。
- その他、定款、役員等(理事、監事・組合員監査会)、総会、行政庁による監督、企業組合 又はNPO法人からの組織変更、検討条項(施行後5年)等に関する規定を置く。